

2025年2月13日

## 2025年2月4日からの大雪により被害を受けられた お客さまへの預金払戻し等の対応について

2025年2月4日から続く新潟県および福島県における大雪により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

株式会社秋田銀行(頭取 芦田 晃輔)では、被害を受けられた方の預金払戻し等につきましては、当面、下記のとおり柔軟にお取り扱いさせていただきますので、お近くの当行本支店の窓口にご相談ください。

皆さまの安全と一日も早い災害復旧をお祈り申し上げます。

### 記

- 1 預金の通帳・証書・お届けの印鑑等をなくされた場合、お支払いについて状況を踏まえた確認方法で対応いたします。ご本人さまを確認できる資料をできる限りお持ちのうえご相談ください。
- 2 定期預金等の満期前の払戻しについてもご相談ください。
- 3 支払期日の経過した手形・小切手のお取立て、災害の影響で手形・小切手のお支払いができなくなった場合についてもご相談ください。
- 4 取扱開始日  
2025年2月13日(木)

(以 上)